

4 愛知県の優遇制度

(1) 21世紀高度先端産業立地補助金

県経済に大きな技術波及・雇用創出効果をもたらす、高度先端産業分野における大規模な工場・研究所の設備投資に対し、補助金を交付します。

補 助 対 象	製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所の新増設等を行う企業 (※中小企業が工場の新増設等を行う場合は、制度を有する市町村を通じた間接補助)		
対 象 分 野	航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、情報通信関連、健康長寿関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連		
交 付 要 件		固定資産取得費用(土地を除く)	常用雇用者の増加(※1)
	工 場	大企業：50億円以上 中堅企業・中小企業：2 億円以上	大企業：10人以上 中堅企業・中小企業：5人以上
	研 究 所	大企業：5 億円以上 中堅企業・中小企業：2 億円以上	な し
	大規模案件	300億円超	上記に加え、300億円を超えた額が100億円を超えるごとに10人の常用雇用者数の増加があること
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用(新増設等に係る工場建設費、機械装置費等)		
補 助 率	工 場	大企業:8%以内、中堅企業:10%以内、中小企業:10%以内(県支援分5%以内) (既設の工場の設備を一新する場合は大企業:4%以内、中堅企業:5%以内、中小企業:5%以内(県支援分2.5%以内))	
	研 究 所	大企業:8%以内、中堅企業・中小企業:10%以内 (既設の研究所の設備を一新する場合は大企業:4%以内、中堅企業・中小企業:5%以内)	
	大規模案件	※300億円超の場合は、300億円を超える金額の5%を10億円に追加。	
限 度 額	100億円(※300億円以下の投資額は10億円)		
受 付 時 期	工事着工の30日前までに、事業認定申請が必要です。		

(※1) 常用雇用者とは、正社員の他、パートタイマー等(雇用保険・社会保険に加入している者に限る)をいいます。

(注1) 事業の高度先端性等については審査会で審査しますので、申請を受けても採択を保証するものではありません。

(注2) みなし大企業は、大企業の補助率が適用されます

(2) 新あいち創造産業立地補助金

区 分	・Aタイプ 長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業に対する立地市町村と連携した県内再投資の支援		・Bタイプ 産業競争力強化に資する製品・部素材の製造・研究に取り組む企業への支援
補 助 対 象	20年以上、県内(新增設等を行う市町村内)に立地する工場等を有する企業で、製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所の新增設等を行う企業 (中小企業が新增設等を行う場合は、市町村を通じた間接補助)		製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所の新增設等を行う企業
対 象 分 野	(1) 自動車関連、航空宇宙関連、ロボット関連、環境・新エネルギー関連、情報通信関連、健康長寿関連 (2) 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種(P.14参照)		自動車関連、航空宇宙関連、ロボット関連、環境・新エネルギー関連、情報通信関連、健康長寿関連のうち、下記のいずれかに該当すること。 ①産業競争力の強化に資すると認められる製品(※1)を製造する工場、研究所 ②産業競争力の強化に資すると認められる製品の基幹(※2)となる部素材を製造する工場、研究所
交 付 要 件	投資規模	大企業：25億円以上 中堅企業・中小企業：1億円以上	大企業：25億円以上 中堅企業・中小企業：2,000万円以上
	雇用要件	認定申請から補助交付期間が終了する年度までの間、以下の常用雇用者数(※3)を新增設等を行う市町村内で維持すること。 大企業：50人以上 中堅企業・中小企業：25人以上	新增設等を行う工場等で以下の常用雇用者数(※3)の増加があること。 大企業：10人以上 中堅企業・中小企業：5人以上
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用 (新增設等に係る工場建設費、機械装置費等)		土地を除く固定資産取得費用 (新增設等に係る工場建設費、機械装置費等)
補 助 率	大企業：8%以内(県支援分4%以内)、 中堅企業・中小企業：10%以内(県支援分5%以内)		大企業：8%以内(既設の工場等の設備を一新する場合は4%以内)、 中堅企業・中小企業：10%以内(既設の工場等の設備を一新する場合は5%以内)
限 度 額	10億円(県支援分5億円)		10億円
受 付 時 期	工事着工の30日前までに、事業認定申請が必要です。		工事着工の30日前までに、事業認定申請が必要です。

(※1) 新たなマーケットの創出、技術力の向上、高い成長性を見込むと認められる分野の製品

(※2) 産業競争力の強化に資する製品に必要な部素材のうち、同製品固有のもの(汎用品は対象外)

(※3) 常用雇用者とは、正社員の他、パートタイマー等(雇用保険・社会保険に加入している者に限る)をいいます。

(注1) みなし大企業は大企業の補助率が適用されます。

(注2) 事業について審査会で審査しますので、申請を受けても採択を保証するものではありません。

区 分	・Cタイプ 県内産業のデジタル化促進のため、ソフト系IT企業の県内初進出に加え、県内における事業拡大やSTATION Aiから転出するスタートアップを支援。	
補 助 対 象	①県内に拠点のないソフト系IT企業で新たに対象分野に係るオフィス(シェアオフィス等を含み、STATION Aiは含まない)を設ける企業 ②県内に拠点を持つソフト系IT企業で事業拡大に伴い県内で移転若しくは拠点を増加する企業 ③事業拡大に伴い、STATION Aiから転出するスタートアップ	
対 象 分 野	①②・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業(調査業等は除く) ・インターネット付随サービス業 ③ ・STATION Aiから転出するスタートアップ	
交 付 要 件	① IT技術者が2名以上常駐すること(3名以上の交代勤務でも可) ②③認定申請時の常用雇用者を維持すること ② 県内のオフィス面積が30㎡以上増床すること	
補助対象経費 補 助 率	オフィス賃借料、機器リース料、通信回線料、オフィス移転・改修費	①50%以内 ②③30%以内 (国・市町村等の補助金を併用する場合、共通する補助対象経費は県補助金と合わせて2/3以内)
	IT技術者への雇用加算(①のみ)	50万円/人(雇用加算額はオフィス賃借料等の補助額の範囲内)
対 象 期 間	① 最大3年間(オフィス移転・改修費、雇用加算は初年度のみ) ②③最大2年間(オフィス移転・改修費は初年度のみ)	
限 度 額	① 初年度：1,000万円 2・3年目：350万円 ②③初年度：700万円 2年目：300万円	
受 付 時 期	オフィスの賃貸借開始等の30日前までに、事業認定申請が必要です。	

(注)事業について審査会で審査しますので、申請を受けても採択を保证するものではありません。

お問い合わせ先

- 愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 TEL 052-954-6372(ダイヤルイン)
■ 工場を新增設する中小企業の場合は、各市町村にお問い合わせください。
(新あいち創造産業立地補助金(B・Cタイプ)は除く。)

(3) 新あいち創造研究開発補助金

対 象 者	研究開発・実証実験を県内で行う企業、事業協同組合等、市町村(実証実験のみ)		
対 象 分 野	(1)次世代成長分野(次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット分野等) (2)デジタル(AI)分野(半導体、情報処理、高度情報通信インフラ分野) (3)カーボンニュートラル分野(洋上風力発電、次世代型太陽電池、蓄電池、水素・アンモニア、CO2活用・削減分野)		
対 象 事 業	研究開発	県内に事業所を持つ企業等が実施する次のいずれかに該当するもの ①外部機関と連携して実施するもの ②アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の目標達成に資するもの ③あいちシンクロtron光センターを活用して実施するもの ④産産連携により実施するもの	
	実証実験	企業等が県内で実施する次のいずれかに該当するもの ①次世代成長分野関連技術や地域資源を活用し、市町村等と連携して実施するもの ②次世代成長分野関連技術の高度化または実用化に資するもの ③アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の目標達成に資するもの ④産産連携により実施するもの	
補 助 対 象 経 費	研究開発	部品・原材料費、機械装置費、委託・外注費、産産連携での実施に係る、技術的支援を受けるために必要となる謝金・旅費、知的財産権取得費(複数年度事業のみ) 等	
	実証実験	部品・原材料費、機械装置費、委託・外注費、実証実験補助人件費、実証実験協力費、広報宣伝費、諸経費、産産連携での実施に係る、技術的支援を受けるために必要となる謝金・旅費 等	
補 助 率	・大企業：原則1/3以内 ・中堅企業及び市町村：原則1/2以内 ・中小企業：2/3以内	限 度 額	・デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠、一般枠、実証実験：1億円 ・スタートアップ・トライアル枠：1,000万円
補 助 事 業 期 間	・最大2年間(研究開発(一般枠)において適用)		
受 付 時 期	年1回(例年3月～4月)		

※審査委員会における審査によって採択案件を決定します。

お問い合わせ先

- 愛知県経済産業局産業部産業科学技術課 TEL 052-954-6370

(4) 航空宇宙産業応援補助金

県内で航空宇宙産業の分野における製品の開発、生産等を行うために新たな機械設備等を導入する企業に対し、補助金を交付します。

補助対象者	航空宇宙産業に係る事業について、直近の3年間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年中の同時期の売上高に比べて10%以上減少している企業（大企業含む）
補助対象経費	航空宇宙分野における製品の開発、生産等を行うために愛知県内に設置する機械又は装置の購入代金、運搬費及び据付工事費（1設備あたり2千万円以上のものに限る）
補助率	1／4以内 （ただし、国・市町村の補助金を併用する場合、共通する補助対象経費に対し県補助金と合わせて3／4以内）
限度額	1億5千万円
補助実施期間	2025年度末まで（2025年度末までに事業を完了すること）
その他	・申請は随時受付 ・国や他自治体の補助金制度と併用可能

お問い合わせ先

■ 愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課 TEL 052-954-6349(ダイヤルイン)

(5) 産業立地促進税制(不動産取得税の免除・減額)

事業の用に供するための家屋を新築した場合、土地や家屋に係る不動産取得税を免除・減額します。

対象事業	航空宇宙関連産業の製造業	市町村長の申出に基づき、対象区域ごとに知事が指定した事業（製造業、運輸業等）
対象区域	次のいずれかの区域に該当すること (1) 「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の区域 (2) 上記の区域が所在する市町村の長の申出に基づき、次の区域の中で、知事が指定した区域 ア 都市計画法に規定する工業系の用途地域（準工業地域、工業地域及び工業専用地域） イ 市町村マスタープランにおいて、産業集積を図る区域として位置付けられた地域	市町村長の申出に基づき、知事が指定した区域（110区域：令和7年3月末現在）
対象不動産	家屋	対象事業の用に供するために、対象期間中に新築された家屋 ※新築の日が対象期間後であっても、土地の取得から3年以内ならば対象
	土地	対象事業の用に供するために、対象期間中に新たに取得又は賃借した土地の上に新築された家屋 ※新築の日が対象期間後であっても、土地の取得から3年以内ならば対象
要件	次のいずれにも該当すること (1) 設備投資額(※)が1億円以上 ※家屋及び償却資産の取得価額（土地を除く） (2) 常時雇用する労働者が5人以上 (3) 原則、家屋取得後6か月以内に事業を開始すること (4) 事業を開始した日から3か月間の免除対象事業にかかる生産量または売上額が2分の1以上であること	次のいずれにも該当すること (1) 設備投資額(※)が1億円以上 ※家屋及び償却資産の取得価額（土地を除く） (2) 常時雇用する労働者が5人以上
軽減額	中小企業者	税額の4分の3に相当する額
	その他(大企業等)	税額の2分の1に相当する額
対象期間	対象地域の指定のあった日から令和10年3月末まで	

お問い合わせ先

■ 愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 TEL 052-954-6372(ダイヤルイン)

(6) 地域未来投資促進法による優遇制度

民間事業者が、地域の特性を生かして高い付加価値を創出する地域経済牽引事業計画を作成し県の承認を受けると、地域未来投資促進税制や日本政策金融公庫からの固定金利での融資など、各種支援制度を利用いただくことが可能になります。

■主な支援制度の概要

○地域未来投資促進税制

承認された地域経済牽引事業のうち、下記の要件を満たすことについて国の確認を受けた事業については、その事業で行う設備投資金額の一定割合について特別償却又は税額控除を受けることができます。

<課税特例の要件>

- ①先進性を有すること(労働生産性の伸び4%以上又は投資収益率5%以上等)
- ②設備投資額が1億円以上
- ③設備投資額が前年度減価償却費の25%以上
- ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと

※上乗せ要件もあります

詳細：https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html

<課税特例の内容・対象>

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	35%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5又は6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※令和10年3月31日までの間に設備等を取得し、一定の事業の用に供した場合に適用されます。

お問い合わせ先

■ 地域未来投資促進税制に関すること

経済産業省中部経済産業局地域経済部地域振興・人材政策課

TEL 052-951-8457

■ その他

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課

TEL 052-954-6342(ダイヤルイン)

(7) パワーアップ資金（地域未来投資）融資制度

融資対象者

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた中小企業者

融資条件

資金使途	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の実施に必要な事業資金					
融資限度額	2億8,000万円					
融資期間及び利率	事業資金	3年以内	年1.3%以内	7年以内	年1.5%以内	13年以内 年1.7%以内 5年以内 年1.4%以内 10年以内 年1.6%以内 15年以内 年1.8%以内 ※10年～15年以内の場合は設備資金に限る (利率については、変更になる場合がありますので、ご確認下さい。) 利率は令和7年4月1日現在
担保	原則として、信用保証協会の保証合計額が8,000万円を超える場合は必要。					
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。					



証明申請先

融資申込に先立って、地域経済牽引事業計画の承認が必要です。

お問い合わせ先

■ 愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 TEL 052-954-6342(ダイヤルイン)

(8) その他の融資制度

取扱機関	制度の名称	融資対象資金	融資限度	対象・融資期間
日本政策金融公庫 中小企業事業	企業活力強化貸付 (地域活性化・雇用促進資金)	設備資金 運転資金	7億2千万円	設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

お問い合わせ先	■ 日本政策金融公庫 中小企業事業 事業資金相談ダイヤル	TEL 0120-154-505
	名古屋支店 TEL 052-551-5181	熱田支店 TEL 052-682-7881
	岡崎支店 TEL 0564-65-3025	

(9) 本社機能の移転・拡充に対する支援策

本社機能(特定業務施設:事務所、研究所、研修所)の移転または拡充を行う場合に、課税の特例等の優遇措置を受けることができる制度です。

【移転型事業】

本社機能の一部又は全部を東京23区から愛知県に移転する場合

(例)

- ・東京23区に本社を置く企業が愛知県に新社屋を建設し、本社機能を移転
- ・愛知県に研究所を建設し、東京23区から研究開発機能を移転

【拡充型事業】

愛知県内で本社機能を拡充する場合や東京23区以外から愛知県に移転する場合

(例)

- ・愛知県に工場を有する企業が工場敷地内に研究所を建設
- ・東京23区以外に本社を置く企業が愛知県に本社機能の一部を移転

※工場や店舗は対象になりませんが、業種に制約はありません。

※優遇措置の適用にあたっては、詳細な適用要件があります。

※着手前に県へ「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の申請を行い、認定を受ける必要があります。

■主な優遇措置の概要

○オフィス減税(適用期限:令和8年3月31日まで)

認定を受けた事業者が、特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務児童福祉施設の新設または増設に際して取得等した建物等の資産に係る法人税等の特別償却または税額控除のいずれかの適用を受けることができます。

- ・移転型→建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は7%の税額控除
 - ・拡充型→建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は4%の税額控除
- ※建物等の取得価額は3,500万円以上(中小企業者は1,000万円以上)であること(上限80億円)。
機械装置は対象外。

○雇用促進税制(適用期限:令和8年3月31日まで)

認定を受けた事業者が、特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る法人税等の税額控除の適用を受けることができます。

- ・移転型→雇用者増加数一人当たり最大90万円税額控除(最大90万円のうち40万円分は、雇用を維持していれば最大3年間継続)
- ・拡充型→雇用者増加数一人当たり最大30万円税額控除

お問い合わせ先	■ 愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 TEL 052-954-6342(ダイヤルイン)
---------	---



(10) 愛知県企業庁用地に関する優遇制度

① 土地分譲代金の長期分納制度（県企業庁用地）

区 分	長 期 分 納 制 度
分 納 期 間	10年以内（初回を含め10回払い以内）
初 回 納 入 額	契約金額の 10%以上納入 （契約締結日の翌日から15日以内）
分 納 方 法	契約金額から初回納入額を差し引いた残額に対し 元金均等年賦 （契約締結日の応当日が支払期日）
分 納 利 率	愛知県債利率（10年債）を適用 （固定金利） ➡（参考）契約締結日の1か月前の応当日の愛知県債利率（10年債）
導 入 地 区	内陸・臨海工業用地及び中部臨空都市（新規開発地区等、一部地区を除く）
そ の 他	●所有権は、初回納入時に移転。 ●分譲土地に対し、契約金額から初回納入額を除いた残額及び利息総額を内容とする第1順位の抵当権を設定。 ●繰上償還可能。 ●条件を満たさない場合は、利用できないことがあります。

② 土地リース制度（県企業庁用地）

土地の用途	工 業 ・ 物 流 ・ 商 業 用 地
借 地 権 の 種 類	事業用定期借地権
借地権制度の内容	・定期借地権のうち、事業用建物所有を目的とする借地権 ・借地期間は10～20年間で、期間満了後は更地返還とし、更新はできません。
根 拠 法 令	借地借家法第23条第2項
借 地 期 間	10年～20年
契 約 方 法	契約書は公正証書の作成が必要です。（作成費用は借受人様の負担となります。）
年 間 賃 貸 料	臨 海 用 地 分譲価格×3%＋固定資産税相当額 中部臨空都市 分譲価格×4.2%＋固定資産税相当額 ※ただし、最大6か月を限度に、建物建築工事期間中の土地賃料を2分の1減額します。
賃 料 の 改 定	賃料は社会経済情勢の変化等により3年ごとに改定する場合があります。（ただし、中部臨空都市は除く。）
支 払 方 法	・固定資産税相当額を除く年間賃料の12分の1を月額賃料として前月末（口座振替の場合は毎月25日）までに納入 ・固定資産税相当額については、年額を毎年5月末までに納入
一 時 金	保証金 月額賃料×12か月又は24か月分 支払方法 借地権存続期間開始日の前日までに納入
特 約 事 項	借地期間の途中及び満了時において、借地人からの請求があれば時価（鑑定評価額）にて売却します。
そ の 他	・賃貸借契約締結までの流れは、原則として通常の売買契約に準じます。 ・工場等の建設内容をまとめた「建設計画書」を作成していただきます。 ・賃料等のお支払いについて、延滞された場合は年14.5%の損害金がかかります。
導 入 地 区	・臨 海 用 地 ①御津1区 ②田原1区 ③衣浦14号地 ・中部臨空都市 ①空港島 ②空港対岸部

「愛知県企業立地のご案内」より

お問い合わせ先

■ 愛知県企業庁企業立地部企業誘致課

TEL 052-954-6691（内陸、臨海用地・ダイヤルイン）

TEL 052-954-6692（中部臨空都市・ダイヤルイン）

「愛知県の産業集積の推進に関する基本指針」に定める集積業種

【西尾張地域】一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	
輸送機械関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
繊維関連産業	11 繊維、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械
電気・電子機器関連産業	11 繊維、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他
機械・金属関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
新エネルギー関連産業	16 化学
農商工連携関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料
食料・飲料品関連産業	9 食料品、10 飲料、14 パルプ・紙、18 プラスチック、21 窯業・土石、24 金属製品、26 生産用機械
住宅・建築物・同設備関連産業	11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、24 金属製品
【東尾張地域】名古屋市、瀬戸市、半田市、春日井市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	
輸送機械関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
繊維関連産業	11 繊維、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械
電気・電子機器関連産業	11 繊維、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他
機械・金属関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他
健康長寿関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、14 パルプ・紙、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、23 非鉄金属、24 金属製品、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
新エネルギー関連産業	11 繊維、16 化学、21 窯業・土石、22 鉄鋼、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
農商工連携関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他
食料・飲料品関連産業	9 食料品、10 飲料、14 パルプ・紙、18 プラスチック、21 窯業・土石、24 金属製品、26 生産用機械
住宅・建築物・同設備関連産業	11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、24 金属製品
【西三河地域】岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町	
輸送機械関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
電気・電子機器関連産業	11 繊維、21 窯業・土石、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
機械・金属関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
健康長寿関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、14 パルプ・紙、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、23 非鉄金属、24 金属製品、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
新エネルギー関連産業	16 化学
農商工連携関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、12 木材・木製品、13 家具・装備品
食料・飲料品関連産業	9 食料品、10 飲料、14 パルプ・紙、18 プラスチック、21 窯業・土石、24 金属製品、26 生産用機械
住宅・建築物・同設備関連産業	11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、24 金属製品
【東三河地域】豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村	
輸送機械関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
繊維関連産業	11 繊維、16 化学、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械
機械・金属関連産業	11 繊維、16 化学、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
健康長寿関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維、16 化学、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他、711 自然科学研究所
新エネルギー関連産業	16 化学、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械
農商工連携関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他
食料・飲料品関連産業	9 食料品、10 飲料、14 パルプ・紙、18 プラスチック、21 窯業・土石、24 金属製品、26 生産用機械
住宅・建築物・同設備関連産業	11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、24 金属製品

※上表の右欄は、日本標準産業分類(中分類)に定める業種です。該当の中分類にあっても、一部の小分類又は細分類の業種が対象外となりますので、詳細については産業立地通商課HPをご確認ください。